

事務連絡  
令和 2 年 4 月 1 日

通所介護サービス事業所  
地域密着型通所介護サービス事業所  
介護予防型通所サービス事業所  
管 理 者 様

尼崎市法人指導課長

通所介護サービスにおける運営に関する取り扱いについて（通知）

平素は本市行政の推進にご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。  
みだしのことにつきまして、通所介護サービス（地域密着型通所介護サービス及び介護予防型通所サービスを含む。以下同じ。）における運営に関する取り扱いを別紙のとおり整理いたしましたので、今後の通所介護サービスの運営における参考としていただきますようお願いいたします。

以 上

Tel : 06(6489)6322 Fax : 06(6482)3512 Mail : ama-kaigo-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp
--

## 1 「事業所が定めるサービス提供時間」と「利用者ごとのサービス提供時間」について

- ① 利用者ごとに策定された通所介護計画に位置づけられた内容に基づいており、
- ② 「同じ利用者で利用日ごとに提供時間が異なる」、「サービス提供の開始・終了のタイミングが利用者ごとに前後している」、「一単位内で提供時間の異なる利用者が存在している」、「サービス提供開始時刻や終了時刻が同時になっていない」場合であっても、
- ③ 通所介護サービスが一体的に提供されていると認められる場合、



「同時に」「一体的に」サービス提供が行われているものとして取り扱い、ひとつの単位で通所介護サービスを行うことは可能。

## 2 「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められる要件について

通所介護サービスが『同じ時間帯』に『同じ場所（区画）』で『共通のプログラム』が実施されていること

- ① 事業所が定めるサービス提供時間全体において、利用者全員に対して、「同時に」「一体的に」通所介護の基本方針に沿ったプログラムを提供している場合。  
【例】サービス提供時間を 9:00～16:00 としている通所介護事業所において、サービス提供時間内で入浴・機能訓練・レクリエーションなどのプログラムが用意されており、利用者全員に対するサービス提供時間を 9:00～16:00 としている場合。
- ② 利用者ごとに策定された通所介護計画に位置づけられた内容に基づいたものであって、提供時間の異なる利用者が存在している場合であっても、通所介護サービスが一体的に提供されているものと認められる場合。  
【例】サービス提供時間を 9:00～16:00 としている通所介護事業所において、サービス提供時間内で入浴・機能訓練・レクリエーション・食事などのプログラムが用意されており、それらが利用者ごとに策定された通所介護計画に位置付けられた内容に基づいたうえで利用時間が 10:00～15:00 や 9:30～15:30 となる利用者が存在する場合。

### 3 「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められない要件について

通所介護サービスが『同じ時間帯』に『同じ場所（区画）』で  
『共通のプログラム』が実施されていないこと



ひとつの単位として認められない。

- ① 通所介護サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービス提供が一体的に行われているとはいえない場合。

【例】同じ時間帯でサービス提供が行われるものの、1階と2階に分かれるなど一定の距離を置いた2つの場所でサービス提供が行われる場合。

- ② 午前と午後とで別の利用者に対して通所介護サービスを提供する場合。

- ③ 利用者ごとに策定された通所介護計画に位置づけられた内容に基づいており、提供時間が異なる利用者が存在しているが、通所介護サービスが一体的に提供されているものと認められない場合。

【例1】同じ場所（区画）でサービス提供が行われるものの、単に要介護度や利用者の利用時間別にグループを分けてサービス提供が行われる場合。

【例2】サービス提供時間を9:00～16:00としている通所介護事業所において、サービス提供時間内で入浴・機能訓練・レクリエーション・食事などのプログラムが用意されているが、「午前中のみ」又は「午後のみ」といった半日だけのプログラムを前提とした利用者が複数存在する場合。

### 4 運営規程（重要事項説明書）に記載するサービス提供時間の表記について

運営規程に記載するサービス提供時間は、当該事業所がサービス提供を行う営業時間を記載するものであることから、同一単位内で提供する最長のサービス提供時間を記載すること。

つまり、運営規程のサービス提供時間の表記については「〇時から〇時まで」とすることとし、「〇時から〇時までのサービス提供時間のうち、利用者ごとに位置づけられる通所サービス計画に定める時間」などと記載をすることは認められない。

重要事項説明書についても、運営規程と同様の記載をすべきだが、策定される通所介護計画の内容によって利用者ごとにサービス提供時間が異なることがあり得ることから、必要に応じて、サービス提供時間に応じた報酬区分（報酬単価等）を記載しておくこと。

## 5 機能訓練室の設備について

- ① 通所介護サービスが「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められる場合、提供時間の異なる利用者が存在しているなどの場合であっても、機能訓練室を区分けする必要はない。
- ② 通所介護サービスが「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められない場合は単位を分ける必要があるため、利用者が混在することのないよう、機能訓練室を区分けする必要がある（壁・パーテーションなど身長高まで完全に隠れるようにしたうえで、安定したものを設置することとし、衝立・プランター・床面のマーキングなどで区切るだけのものは認められない）。

また、各単位での必要面積を明確にするため、図面上でも区分けを行い、利用者にも分かりやすくすること。

## 通所介護サービスにおける運営に関する取り扱いに関するQ & A

問1 通所介護サービスが一体的に提供されているものと認められる場合であれば、同一単位内で提供時間の異なる利用者が存在していてもサービス提供は可能であるという理解でよいか。

(答)

利用者ごとに策定された通所介護計画に位置付けられた内容に基づいているのであれば、同一単位内で提供時間の異なる利用者が存在していてもサービス提供は可能である。

ただし、通所介護サービスが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービス提供が一体的に行われているとはいえない場合や、午前と午後とで別の利用者に対して通所介護サービスを提供する場合は、単位を分ける必要があるため、同一単位内でのサービス提供は認められない。

問2 問1の答において「同一単位内で提供時間の異なる利用者が存在していてもサービス提供は可能。」とされているが、利用者やケアマネジャーからの要望（希望）があれば、事業所が定めるサービス提供時間とは異なる利用時間の利用者を必ず受け入れなければならない（利用を断ることは出来ない）のか。

(答)

問1の答は、利用者ごとに策定された通所介護計画に位置づけられた内容に基づいており、通所介護サービスが一体的に提供されていると認められる場合であれば、提供時間の異なる利用者が存在している場合であっても、単位を分ける必要がなく、「同時に」「一体的に」サービス提供が行われているものとして取り扱うことを示したものである。

そのため、質問にある「利用者やケアマネジャーからの要望（希望）があれば、事業所が定めるサービス提供時間とは異なる利用時間の利用者を必ず受け入れなければならない（利用を断ることは出来ない）」ということを示しているのではなく、異なる利用時間の利用者を受け入れることによって、利用者全体に対する適切な通所介護サービスを提供することが困難な場合には、利用申込に応じられない場合も当然にありうる。

そのため、このような要望（希望）を受け入れないことが、すなわち「提供拒否の禁止（基準省令第105条（第9条の準用）」につながるものではないと考えている。

問3 同一単位内で提供時間の異なる利用者が存在している場合において、事業所が定めるサービス提供時間中に生活相談員や介護職員が利用者の送迎を行う場合に注意すべき事柄にはどのようなものがあるか。

(答)

生活相談員については、サービス提供時間中に利用者の送迎に時間を割かれることによって、利用者や家族に対する相談援助業務、関係各所との連絡・調整業務などに支障の出ることのないよう注意すること、また、介護職員については、サービス提供時間中に利用者の送迎に出ることによって、当該事業所内に介護職員がいなくなることを注意することなどが挙げられる。

いずれにせよ、通所介護サービスの提供に支障のないよう、十分に注意し、適切な職員配置を行われたい。

問4 同一単位内で、「利用者それぞれが好きな時間に通所し」、「それぞれのプログラムを」、「それぞれのスピード（リズム）でこなし」、「プログラムが終了すれば、好きな時間に退所出来る」といったサービス提供が行われ、提供時間が異なる利用者がある場合は、「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められるのか。

(答)

質問のようなサービス提供の仕方は、「同時に」「一体的に」サービスが提供されているとは言い難いことから認められない。

問5 <別紙>3において、「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められない要件の【例2】において、「サービス提供時間を9:00～16:00としている通所介護事業所において、サービス提供時間内で入浴・機能訓練・レクリエーション・食事などのプログラムが用意されているが、「午前中のみ」又は「午後のみ」といった半日だけの利用者が存在する場合。」とあるが、どのような意味なのか。

(答)

1日（終日）の利用を前提としたサービス提供プログラムと半日の利用を前提としたサービス提供プログラムでは、利用者ごとの目的（目標）、内容又は評価等において「共通のプログラム」が実施されていると言い難いことから、「同時に」「一体的に」サービスが提供されているとは認められない、ということである。

そのため、特段の理由がない限り、同一単位内において質問にある「半日の利用者」を受け入れることは認められず、受け入れる場合には、1日（終日）の単位と半日の単位を分けたうえで、サービス提供を行っていただくことになる。

問6 問5の答において、「特段の理由がない限り、認められない」とあるが、「特段の理由」があれば、同一単位内において半日利用者を受け入れることは可能なのか。  
また、その特段の理由とは具体的にどういったものを指すのか。

(答)

問5のようなケースにおいては、原則として「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められないものとして取り扱うことになるが、以下に掲げる「特段の理由」がある場合に限り、「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められるものとして取り扱い、ひとつの単位で通所介護サービスを行うことが可能である。

【特段の理由】

- 1 通院等のやむを得ない事情により、一時的に半日の利用となる場合。
- 2 終日の利用をしている利用者が、身体状況の悪化等により終日の利用が困難となり、改めて半日の利用から始めて終日の利用に結びつけていく場合。
- 3 半日利用型の通所介護事業所を探したが、事業所の利用定員に空きがない又は利用者の希望する日程と事業所の定員の空き状況が一致しないなどの理由により、受入可能な事業所が見つからず、一定の期間、半日利用型ではない通所介護事業所を利用する場合。
- 4 その他、市長がやむを得ない事情と認める場合。

問7 問1の答において、同一単位内で提供時間の異なる利用者が存在している場合、及び問6の答において、「特段の理由」により、「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められるものとして取り扱われ、ひとつの単位で通所介護サービスを行う場合、利用者の数及び利用定員並びに人員基準（人員配置）については、どのように考えればよいか。

(答)

単位に関わらず、利用者の数は実人員、利用定員は同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものである。

また、人員基準については、生活相談員は、単位の数にかかわらず、事業所における提供時間数（サービス提供開始時刻から終了時刻まで）に応じた配置が必要であり、介護職員は、単位ごとに、提供時間数（当該単位における平均提供時間数）に応じた配置が必要であり、確保すべき勤務延時間数は提供時間数及び利用者数から算出されるものである。

【パターン①：利用定員 20 人、サービス提供時間 9:00～16:00】

9:00～16:00（7時間）の利用者が 10 人あるうえで、

10:00～15:00（5時間）の利用者を 5 人受け入れる場合

9:00	10:00	15:00	16:00	
				利用者 10 人
				利用者 5 人

① 同一時間帯における利用者数（実人員）が 15 人なので、受け入れ可能。

② 生活指導員の確保すべき勤務延時間数は、7 時間（9:00～16:00）。

③ 介護職員の確保すべき勤務延時間数は、

平均提供時間数は  $(7\text{h} \times 10 \text{ 人} + 5\text{h} \times 5 \text{ 人}) \div 15 = 6.4$  時間となり、計算上の確保すべき勤務延時間数も 6.4 時間となるが、単位ごとに常時 1 名以上確保する必要があることから、確保すべき勤務延時間数は 7 時間（9:00～16:00）となる。

【パターン②：利用定員 20 人、サービス提供時間 9:00～16:00】

9:00～16:00（7時間）の利用者が 15 人あるうえで、

10:00～15:00（5時間）の利用者を 5 人受け入れる場合

9:00	10:00	15:00	16:00	
				利用者 15 人
				利用者 5 人

① 同一時間帯における利用者数（実人員）が 20 人なので、受け入れ可能。

② 生活指導員の確保すべき勤務延時間数は、7 時間（9:00～16:00）。

③ 介護職員の確保すべき勤務延時間数は、

平均提供時間数は  $(7\text{h} \times 15 \text{ 人} + 5\text{h} \times 5 \text{ 人}) \div 20 = 6.5$  時間となり、計算上の確保すべき勤務延時間数は  $((20 - 15) \div 5 + 1) \times 6.5 = 13$  時間となる。

この場合、介護職員を常時 1 名以上確保したうえで、残り 6 時間について柔軟な配置が可能)。

※ サービス提供時間中に利用者の送迎に時間を割かれることによって、利用者や家族に対する相談援助業務、関係各所との連絡・調整業務などに支障の出ることのないよう注意すること、また、介護職員については、サービス提供時間中に利用者の送迎に出ることによって、当該事業所内に介護職員がいなくなるることのないよう注意すること。

【パターン③：利用定員 20 人、サービス提供時間 9:00～16:00】

9:00～16:00（7 時間）の利用者が 15 人あるうえで、

9:00～14:00（5 時間）の利用者を 5 人受け入れ、

10:00～16:00（6 時間）の利用者を 5 人受け入れる場合

9:00	10:00	12:00	14:00	16:00	
					利用者 15 人
					利用者 5 人
					利用者 5 人

この場合、同一時間帯における利用者数（実人員）が 25 人となり、利用者数の上限となる利用定員 20 人を超えることから、受け入れは出来ない。

問 8 <別紙> 3において、「同時に」「一体的に」サービスが提供されていると認められない要件のうち、「③利用者ごとに策定された通所介護計画に位置づけられた内容に基づいており、提供時間が異なる利用者が存在しているが、通所介護サービスが一体的に提供されているものと認められない場合」の【例 2】において「同じ場所（区画）でサービス提供が行われるものの、単に要介護度や利用者の利用時間別にグループを分けてサービス提供が行われる場合」とあるが、どのような意味なのか。

（答）

通所介護サービスを提供するにあたっては、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものであるものの、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないものとされているところであるが、それらの通所介護計画や利用者の身体状況等を勘案することなく、「機械的に要介護度別にグループを分けて、それぞれのグループでサービス提供が行われる場合」や、「機械的に提供時間が異なる利用者別にグループを分けて、それぞれのグループでサービス提供が行われる場合」などは通所介護サービスが一体的に提供されているものと認められないとしているものである。

そのため、「認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとしてサービス提供を行うことが困難な場合に必要に応じてグループを分けて対応する場合」や、「類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された 5 人程度以下のグループに対する機能訓練のサービス提供」などはこれに当てはまるものではない。

以上